

## 議案第37号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

### 提案理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成7年あきる野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第22条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第23条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第6項中「第22条第1項」を「第22条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項中「第22条第1項の」を「第22条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第23条の2第2項の改正規定、附則第6項の改正規定並びに附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。